

精華町立小中学校受水槽等清掃業務委託

業 務 仕 様 書

精 華 町

## 業務場所

精北小学校	精華町大字下狛小字河原田 4 4 番地
川西小学校	精華町大字北稲八間小字畑ヶ田 1 5 番地 1
山田荘小学校	精華町桜が丘二丁目 2 2 番地 1
精華台小学校	精華町精華台一丁目 2 番地 1
精華中学校	精華町大字南稲八妻小字丸山 7 番地
精華南中学校	精華町桜が丘二丁目 3 番地 1

以上 6 校

## 業務条件

契約締結日から令和 8 年 1 0 月 3 1 日まで

## 業務内容

### 1. 飲料水用貯水槽清掃

#### (ア) 清掃対象

別紙 1 のとおり

#### (イ) 実施回数

1 回

#### (ウ) 作業内容

- a 水槽内部の汚泥及び錆の搬出・排出
- b 水槽内部の清掃・洗浄及び槽内の塩素消毒
- c 本体、架台の損傷、水槽内外部のひび割れ等の有無の点検
- d ボールタップ、定水位弁等の浸水、変形、損傷の有無の点検
- e 給水管、弁等の損傷・異常、オーバーフロー管の防虫網損傷の有無の点検
- f 作業終了後の残留塩素の測定、色度・濁度・臭気・味の簡易検査

#### (エ) その他

- a 清掃・点検にて、異常を発見したり、異常な測定値が出た場合、直ちに管理担当者（学校教育課）へ届け出ると共に、必要に応じて給水停止の措置を取るものとする。  
また、その後速やかに、ほかの給水栓、受水槽へと系統をさかのぼって点検、検査し、異常の原因発見に努めるものとする。
- b 作業終了後は、作業完了報告書（作業前・作業中・作業後の写真添付）を提出するものとする。
- c **業務上、高所作業等が生じる場合は、墜落制止用器具等による安全対策を行うこと。**

### 2. 簡易専用水道定期検査

#### (ア) 検査対象

上水受水槽

#### (イ) 受検回数

年 1 回

#### (ウ) 業務内容

水道法における簡易専用水道の規定に基づき、定期検査を定められた検査機関に申し込み、検査を受けるものとする。（検査機関に係る費用等は、今回の委託業務費に含む）

※水質検査については、水槽から1番離れている水栓で行うこと。

（高架水槽が設置している場合は校舎1階の手洗いで、加圧ポンプを設置している場合は、校舎最上階の手洗いで採取すること。（加圧ポンプ設置学校：川西小学校及び精華中学校）

(エ) その他

- ・清掃完了後、規定水量への満水確認資料として完了写真を付けること。
- ・検査機関による検査報告書を提出するものとする。
- ・貯水槽清掃は、8月10日から16日の学校業務停止日を除き、令和8年8月26日（夏季休暇中）までに完了すること。
- ・点検清掃及び検査の結果、是正が必要な箇所等が見受けられた場合、その是正に必要な見積書を作成し、管理担当者（学校教育課）に提出すること。
- ・受注者は各学校における作業日程について教職員（教頭）と調整を行い、その結果を整理し、管理担当者（学校教育課）に提出すること。
- ・受水槽及び高架水槽の清掃を行う際には、水槽上部からの転落等生じないように安全対策を講じること。